小牧市生産緑地地区の指定に関する基準

令和元年 6 月 2 4 日 3 1 小都第 1 1 4 号

(趣旨)

第1条 この基準は、市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定による市街化区域をいう)内において緑地機能及び多目的保留地機能(公園、緑地等の公共施設等の敷地の用に供する土地として適している機能をいう。)の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。)に基づく生産緑地地区の指定の要件を定めるものとする。

(指定の要件)

- 第2条 生産緑地地区に指定することができる農地等は、法第3条第1項 第1号及び第3号並びに小牧市生産緑地地区の区域の規模に関する条件 を定める条例(平成31年小牧市条例第10号)第2条に定める条件に 該当するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 小牧市立地適正化計画(平成29年3月策定)における高次都市サービス誘導区域外の農地等
 - (2) 公園緑地その他の公共空地として都市計画法第20条第1項に規定する都市計画の決定の告示がされた区域内の農地等
 - (3) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づ く市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の中で、公園、緑 地、緑地保全地区等として図上に位置付けられた、又は位置付けされ ることが確実な区域内の農地等
 - (4) 既存の生産緑地地区に隣接し、新たに指定することにより生産緑地地区の一体化又は集団化が図られると判断される農地等
 - (5) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項及び第 2項に規定する土地区画整理事業の予定区域内において、新たに指定 することにより将来生産緑地地区の一体化又は集団化が図られること が確実な農地等

附則

この基準は、令和元年7月1日から施行する。

	現行(県基準準用)	見直し案
>	公園、緑地その他の公共空地とし	
	て都市計画決定がされた区域の農	
	地	
>	緑のマスタープランの中で、公園、	
	緑地、緑地保全地区等として図上	
	に位置づけられた、又は位置づけ	従来のまま(変更なし)
	されることが確実な区域内の農地	(佐木のよよ (多文なし)
>	土地区画整理事業の予定区域内に	
	おいて、新たに指定することによ	
	り将来生産緑地地区の一体化又は	
	集団化が図られることが確実な農	
	地	
		◆ <mark>小牧市立地適正化計画における高</mark>
>	3面以上生産緑地地区に隣接し、かつ接道していない農地(市方針)	次都市サービス誘導区域(次ペー
		ジ参照)以外の農地等
		◆ <mark>既存の生産緑地地区に隣接する農</mark>
		<mark>地等</mark>

すなわち、面積要件などの生産緑地法の基準を満たした上で、

- ① 公園や緑地等の整備予定地や土地区画整理事業施行予定地にあたる農地については従来通り指定可
- ② 既存の生産緑地地区に隣接する農地は指定可(指定要件の緩和)
- ③ 高次都市サービス誘導区域(次ページ参照)以外の農地は指定可(指定要件の緩和)

⇒ただし、誘導区域内であっても上記①②のどちらかに該当する場合 は指定可

